

一般社団法人 CIW 検査業協会

会費に関する規定

制定：平成 21 年 11 月 12 日
改正 1：平成 25 年 5 月 14 日
改正 2：平成 28 年 5 月 17 日

定款（抜粋）

（入会金及び会費）

第 7 条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

第 11 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

1 規定

1. 1 入会金及び会費

入会金及び会費は表 1 による。会員種別は WES 8701 に規定される事業者の認定種別とする。

表 1 入会金及び会費

種 別		入会金	会費（年額）
正会員	A種	100,000円	220,000円
	B種	100,000円	200,000円
	C種	100,000円	170,000円
	D種	100,000円	150,000円
賛助会員		無 料	60,000円
顧 問		無 料	無 料

1. 2 年度途中の入会による会費

年度途中の入会における会費は表2のとおり、入会時期を四半期ごと区切り年額の1/4とし、千円単位で切り上げとする。

表2 年度途中の入会による会費

種別	入会月			
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
A種	220,000円	165,000円	110,000円	55,000円
B種	200,000円	150,000円	100,000円	50,000円
C種	170,000円	128,000円	85,000円	43,000円
D種	150,000円	113,000円	75,000円	38,000円

1. 3 資格の喪失及び復帰

資格要件の不足により、会期中に正会員の資格を喪失した場合、賛助会員の権利を有するものとし、定款の定めるところにより会費の返却は行わない。また、会期中に正会員に復帰した場合には、会費の追徴は行わず、入会金はこれを免除する。

ただし、不適合による資格停止処分を受けた場合、賛助会員としての資格については理事会による承認を必要とする。

1. 4 資格種別の変更

資格要件の変更により、会期中で資格種別の変更が生じた場合には、会費の返還あるいは追徴は行わない。

1. 5 会費の納入方法

正会員及び賛助会員は、上記の会費を毎年一括納入する。

2 規定の改廃

この規定の改廃は、理事会の議決を要するものとし、遅滞なく通常総会に報告するものとする。ただし、入会金及び会費の金額の改定は、総会の承認を受けるものとする。

この規定は、平成28年5月17日に開催の平成28年度総会において承認されたものである。